

# フランスにおける死刑廃止 —フランス第5共和国憲法の死刑廃止規定をめぐって—

鈴木 尊紘

## 【目次】

はじめに

### I フランスにおける死刑廃止法の成立

- 1 死刑廃止前史
- 2 死刑廃止法の成立

### II 死刑廃止の憲法化と条約の批准

- 1 国内世論の推移
- 2 死刑廃止をめぐる国際諸条約
  - (1) 関係する国際諸条約
  - (2) 条約加盟又は批准に関する憲法院の判断
- 3 死刑廃止に関する憲法改正

おわりに

付表：ヨーロッパ各国における死刑廃止に関する憲法  
条文一覧

## はじめに

ヨーロッパにおいて、初めて死刑廃止を規定した国は、トスカーナ大公国であり、その時期はフランス革命の3年前の1786年であった。<sup>(注1)</sup> また、ヨーロッパ近代国家として初めて死刑廃止を国是とした国は、ポルトガルであり、1867年のことであった。フランスの啓蒙思想家達の人権思想に影響を受け、ポルトガルの当時の為政者が、死刑廃止を法制度化したとされる。<sup>(注2)</sup>

しかし、フランスは、ポルトガルの死刑廃止に精神的影響を与えたとはいえ、自国での死刑廃止にはなかなか踏み切れなかった国の一つであった。フランスが死刑廃止を国家として決めたのは、20世紀も終盤にさしかかった1981年のことであり、当時の司法相ロベール・バダンテール (Robert Badinter) のイニシアチブにより、死刑廃止法が成立した。そして、死刑廃止の法

制度化から26年経った2007年2月、死刑廃止は、フランス第5共和国憲法の中に明文化されることになった。その背景には、60%以上の国民が死刑廃止に賛成していること、国際社会において死刑廃止に関する諸条約等が整備され、フランスがそれに加盟し、批准する必要性が生じてきたことなどがある。

本稿では、フランスにおける近年の死刑に関する状況を概観しつつ、死刑廃止をフランス第5共和国憲法に明記するために制定された「死刑廃止に関する2007年2月23日の憲法的法律第2007-239号」(以下「死刑廃止に関する憲法的法律」という。<sup>(注3)</sup>)を中心に紹介を行う。同法の紹介に併せて、フランスにおける死刑廃止実現の歴史的過程や第5共和国憲法に死刑廃止規定が盛り込まれるに至った過程を紹介する。特に後者においては、死刑廃止をめぐる国際諸条約とフランスとの関係について解説する。

### I フランスにおける死刑廃止法の成立

#### 1 死刑廃止前史

##### (1) 1970年以前

歴史上初めて死刑廃止に関する議論を展開したのは、イタリアの啓蒙思想家ベッカリアである<sup>(注4)</sup>とされる。また、1789年のフランス革命直後、国民議会(下院)議員であったル・ペルティエ・ド・サン＝ファルゴー (Le Pelletier de Saint-Fargeau) は、啓蒙思想の影響を受け、死刑廃止法案を議会に提出した。しかし、同法案は可決されず、1810年には、刑法典の中に死刑が明確に規定されることになった。1830年代には、死刑となる罪の範囲を狭めるといふ動きはあった

ものの、19世紀においては、死刑廃止そのものが政治的な議論の対象となることはなかったのである。<sup>(注5)</sup>

20世紀に入り、フランス第3共和制下(1870年～1940年)では、1906年に死刑廃止をスローガンに掲げる政党が総選挙において勝利をおさめ、死刑廃止法案をレファレンダム(国民投票)にかけるという出来事があった。しかしながら、レファレンダムの結果、死刑廃止反対の有権者が大多数を占め、1908年12月に国民議会に提出された死刑廃止法案は否決された。その後、1970年代までフランスでは死刑廃止が重要な政治的問題として浮上することはなかったのである。

しかし、実際の動きを見ると、第二次世界大戦後、死刑に処せられる犯罪人の数は徐々に減少していった。1952年から1967年まで死刑判決の数は年平均4件以下であり、処刑数はおおよそ年1件であった。その理由として、大統領の恩赦や破毀院の死刑判決の破毀等により、<sup>(注6)</sup> 刑の執行ができるだけ避けられたことも挙げられる。また、1962年、1965年及び1967年には処刑がなかった。こうしたことにより、1960年代において死刑存置に賛成する国民は、<sup>(注7)</sup> 全国民の約35%にとどまっていた。

## (2) 1970年代

1970年代に入り、死刑存置が国民的議論となる重大事件が断続的に発生した。代表的なものは、以下のような事件である。

第1には、ビュッフェ・ボンタン事件である。1971年9月、クロード・ビュッフェとロジェ・ボンタンが刑務所からの釈放を要求し、看護師と看守を人質に取り、彼らを殺すという事件が発生した。1972年6月に、重罪院で死刑判決が下されると、大統領は、1960年代には死刑をできるだけ回避するために出されていた恩赦を拒否し、<sup>(注8)</sup> 2人は処刑された。

第2には、パトリック・アンリ事件である。

1976年1月、9歳の男児が誘拐後、殺害されるという事件が起こった。その犯人として、パトリック・アンリが裁かれた。この時は、死刑判決が下される事件が頻発していたこともあって、メディアや世論による議論が沸騰した。それに押されるような形で、検察も死刑を要求した。<sup>(注9)</sup> しかしながら、最終的には終身刑が宣告された。<sup>(注10)</sup>

こうした重大事件の後で、死刑存置が適当であるか否かが国民的な関心事となった。また、死刑判決は増加したが、死刑執行を避けるための大統領の恩赦等が頻繁に出されるようになり、それによって、死刑判決を受けても死刑を執行されない拘禁者が増加した。このような現象を背景にして、1977年、「暴力、犯罪及び軽犯罪についての研究委員会」が、当時の大統領ジスカル・デスタンによって設置された。この委員会は、フランスが暴力と犯罪に対処するための103の方法を提案した上で、死刑廃止について投票を行った。その結果、死刑廃止賛成6、反対3、保留2で死刑を廃止すべきだとし、死刑の代わりに15年から20年の間いかなる仮釈放も受けられないという「<sup>(注11)</sup> 相対的終身刑」の創設を提案した。<sup>(注12)</sup>

しかし、1970年代における死刑に対する世論は、死刑存置を主張する国民が増加したことを示している。死刑求刑と執行が注目を浴びたビュッフェ・ボンタン事件が起きた1972年頃と政府側が死刑廃止に向かいつつあった1979年頃には、死刑存置賛成の支持率が最も高くなっている。<sup>(注13)</sup> フィガロ紙1979年6月25日の記事によると、<sup>(注14)</sup> フィガロと調査会社ソフル(Sofre)との共同世論調査の結果、1979年4月時点で、55%のフランス国民が死刑賛成、37%が反対、意見を持たない者が8%であった。有権者のうち、共和国連合(RPR)支持者の68%、フランス民主連合(UDF)支持者の60%、フランス共産党(PC)支持者の54%、社会党(PS)支持者の48%

が死刑存置に賛成していた<sup>(注15)</sup>。ただし、1970年代の間に継続して、死刑存置に対する高い支持があったわけではない。1970年代中頃には死刑存置の賛成率がやや下降した。

## 2 死刑廃止法の成立

フランスにおける死刑廃止にとって重要な局面となったのが、1981年の大統領選挙であった。その主要な候補者であった3人の死刑廃止に関する見解は、以下のようであった。

フランス民主連合（UDF）出身で現職の大統領であったジスカル・デスタンは、「現時点で政府が議会に死刑廃止を提案すべきではない」との考えを表明した。つまり、死刑存置に暫定的ながら賛成であるとの立場を取った。

共和国連合（RPR）出身のジャック・シラクは、自身は死刑廃止に賛成だが、憲法第11条に基づいて国民投票を実施し、その結果によって、憲法を修正するかどうかを決定するという見解を示した。

社会党（PS）出身のフランソワ・ミッテランは、死刑廃止賛成を表明し、国民議会で過半数を取ることができた際には、死刑廃止法案を議会に提出するという見解を示した。

このように、1981年の大統領選挙は、大統領を選ぶことに加えて、フランスの死刑問題について国民が決断を下す機会ともなったのである<sup>(注17)</sup>。

選挙の結果、1981年5月25日、フランソワ・ミッテランが新大統領に選出された。同年6月14日と21日に国民議会選挙が実施され、社会党が圧勝した。これをうけて、ミッテラン大統領は、死刑廃止論者のロベール・バダンテールを司法相に任命した。

バダンテール司法相は、1981年8月29日、国民議会に「死刑廃止に関する法律案」を提出した<sup>(注18)</sup>。同法案は、1981年9月17日と18日に国民議会で議論に付された後、賛成363対反対117で可

決された。9月30日には、元老院で採決が行われ、賛成160対反対126で可決成立した。そして、大統領の親署後、「死刑廃止に関する1981年10月9日の法律第1981-908号」（以下「死刑廃止法」という<sup>(注19)</sup>）が公布されたのである。

この死刑廃止法の要点は、以下の3点に整理することができる<sup>(注20)</sup>。

- ① 第1条において、決定的かつ全般的な形で死刑を廃止することを明記。
- ② 第3条において、死刑の代替刑として、無期懲役刑及び無期拘禁刑がとられることを明記。
- ③ 第6条及び第7条において、軍法下及び戦時下においても死刑を廃止することを明記。

注目せねばならないのは、②である。フランスは、死刑の代替刑として無期終身刑を採用したわけだが、これは、前述の「暴力、犯罪及び軽犯罪についての研究委員会」が提案していたように、「相対的終身刑」である。すなわち、どのような理由があっても生涯拘禁されるという絶対的終身刑ではなく、終生という刑期の途中で、仮釈放による社会復帰の可能性がある刑を意味している。フランスの場合は、最低服役年数を20年とし、それ以降仮釈放の申請が可能となっている<sup>(注21)</sup>。

フランスは、西欧諸国の中では最も遅く、1981年に、死刑廃止が初めて法として成立した。ただし、死刑廃止法の制定をもって、フランス政治における死刑廃止の取組みが終了したわけではなかった。さまざまな紆余曲折と世論の変化を経て、フランス第5共和国憲法に死刑廃止規定が明記されるに至ったのである。

## II 死刑廃止の憲法化と条約の批准

本章では、フランス第5共和国憲法に死刑廃止が明記されるようになった過程について紹介

する。特に、何故死刑廃止が憲法規定となったのか、その必要性がどこから生じたのかという点について見ていきたい。以下、この点に関して、国内的な背景と国際的な背景とに分けて説明を行う。

## 1 国内世論の推移

1981年の死刑廃止法の制定後、世論がすぐに死刑廃止に賛意を示したわけではなかった。1999年までは死刑廃止論者よりも、死刑存置論者の方が多く、特に死刑廃止法が制定されて4年後の1985年には、65%の国民が死刑廃止に反対であり、国民の29%のみが死刑廃止に賛成という状況であった。このような、フランスにおける死刑賛成又は反対の世論の推移に関しては図1にまとめた。また、フランスの世論と日本の世論を比較するため、日本の死刑存廃に関する世論の動向に関しても図1に示した。

フランスの国会では、1984年6月14日に、アラン・マイユー（Alain Mayoud）議員により、死刑廃止法成立後初めて、死刑復活に関する議員立法が提出された<sup>(注22)</sup>。現在まで、約30の死刑復活法案が出されている<sup>(注23)</sup>。特に、凶悪な犯罪が起こるたびに、その抑止力としての死刑の復活を求める声が上がってきた。また、近年では、テロリズムとの関係で死刑復活が主張されるようになってきている。直近の2004年4月8日に提出された死刑復活法案では、テロ行為をどのように裁くかが主要な論点となっている。2001年9月11日のアメリカにおける同時多発テロの後も、スペインやバリ等でテロが生じる事態を見るにつけ、テロという「戦争の新しい形式」の「予防的措置（la mesure preventive）」としての死刑を復活させるべきではないかという主張がなされている<sup>(注24)</sup>。

しかし、図1に示したように、1999年以降は、死刑廃止賛成が死刑廃止反対を上回っている。2001年9月11日以後は、テロが世界中の人々の

関心を惹くようになるが、そうした状況においても、死刑廃止に賛成する国民の割合は増加し続けている。2007年に、死刑廃止に関する憲法的法律案を国民議会で報告したフィリップ・ウィオン（Philippe Houillon）議員は、1979年当時の司法相アラン・ペイルフィット（Alain Peyrefitte）の言葉、すなわち、フランス国民が「死刑なしに生きなければならない、そして、その他の安全性を見出さねばならない」という言を引き、こうした理念にフランス国民が徐々に合致してきたとすることができると、述べている<sup>(注25)</sup>。

このように、フランスでは、死刑廃止という理念が先に法律となって制定されたが、その後、世論が徐々に死刑廃止を追認する形となり、国民的なコンセンサスを得るに至った。こうしたコンセンサスを背景にして、フランス第5共和国憲法に死刑廃止規定が明記されることが可能になったのである。

## 2 死刑廃止をめぐる国際諸条約

現在、死刑廃止を国家として決定している国は徐々に増加している。それと同時に、死刑存置は、国際的な人権上の問題となっている。こうした状況の中で、死刑廃止に関する国際条約が作られており、このような国際諸条約に加盟又はこれを批准する必要性から、フランスは死刑廃止を憲法規定に明記したのである。

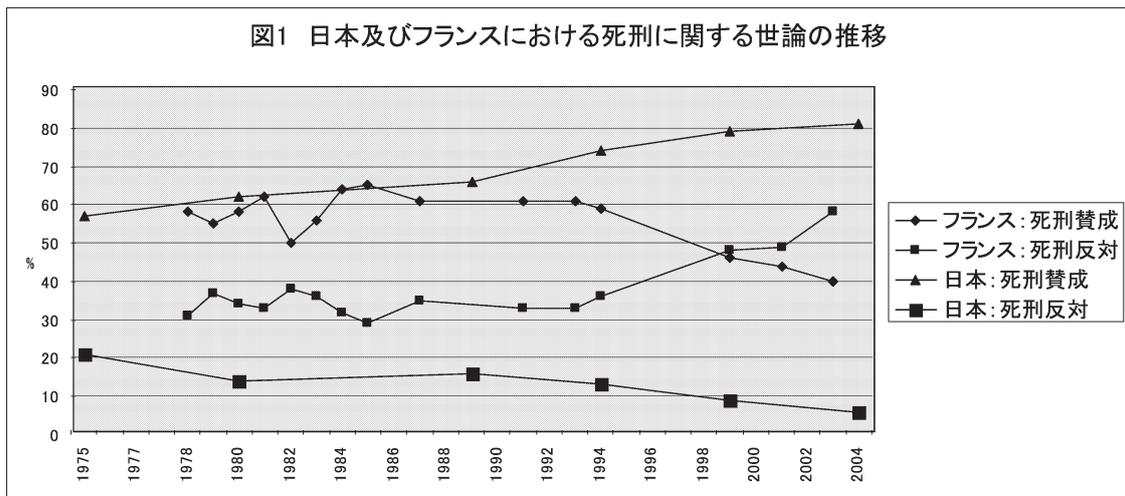
### (1) 関係する国際諸条約

フランスの死刑廃止に関係する国際諸条約、特に、その国際諸条約における死刑廃止に関する要点を中心に紹介する。

#### (i) 欧州人権条約及び議定書

##### (a) 欧州人権条約

欧州人権条約は、1950年11月4日に加盟各国の署名を受けたものであり、59条からなる地域



(出典) Assemblée Nationale Rapport, no. 3611, p.21.; 「基本的法制度に関する世論調査」  
(注26)  
 内閣府を参照の上、筆者作成

的人権保障条約である。死刑に関する条項は、特に第2条と第15条である。

第2条において、「すべての人間の生命に対する権利は、法律によって保護される。何人も、故意に、その生命を奪われない」と規定し、「生命に対する権利 (le droit à la vie)<sup>(注28)</sup>」を保障している。しかし、上記条文の直後に、「法律で死刑を定める犯罪について有罪の判決の後に裁判所の刑の言渡しを執行する (exécution d'une sentence) 場合は、その限りではない」という留保をつけている。すなわち、欧州人権条約では、死刑は「一つの必要悪 (un mal nécessaire)<sup>(注29)</sup>」として考えられている。

第15条において、「戦争その他の国民の生存を脅かす公の緊急事態 (le cas d'urgence) の場合には、いずれの締約国も、事態の緊急性が真に必要なとする限度において、この条約に基づく義務から逸脱する措置を取る (prendre des mesures dérogeant) ことができる」とある。すなわち、戦争等のように国民全体の生命が危険に晒される緊急事態の場合には、当該人権条約の一時的な「適用除外 (dérogation)」を受けることも認められている。さらに、第58条において、批准から5年が経過し、6か月前に通告す

る限りにおいて、この条約からの離脱 (破棄の通告 [dénonciation]<sup>(注30)</sup>) をすることができる、とされている。

フランスは、同条約を、1974年5月3日に批准している。

#### (b) 欧州人権条約第6議定書

欧州人権条約第6議定書とは、正式には、「死刑の廃止に関する人権及び基本的自由の保護のための条約の第6議定書」を指し、1983年4月28日に加盟各国の署名を受けたものである。

この議定書の目的は、平和時における死刑を廃止することにある。第1条には、「死刑は廃止する。何人も、死刑を宣告され、又は執行されない」と明記する。ただし、戦時における死刑には留保を付け、第2条において、「国は、戦時又は差し迫った戦争の脅威があるとき (en temps de guerre ou de danger imminent de guerre) になされる行為に対し、法律で死刑の規定を設けることができる。死刑は、法律に定められた場合において、かつ、法律の規定に基づいてのみ適用される」と記されている。

また、第6議定書は、欧州人権条約への追加条文であると位置づけられるため (第6議定書

第6条)、欧州人権条約第58条により、同議定書からの離脱は認められる。

フランスは、同議定書を、1986年2月17日に批准している。

#### (c) 欧州人権条約第13議定書

欧州人権条約第13議定書とは、「あらゆる事情の下で (en toutes circonstances) の死刑の廃止に関する人権及び基本的自由の保護のための条約の第13議定書」を指し、2002年5月3日に加盟各国の署名を受けたものである。

この議定書の目的は、平和時及び戦時のあらゆる状況下で死刑を廃止することにある。第1条は、第6議定書と同じであるが、第6議定書第2条に記されていた戦時における死刑実施に関する留保は消去されている。すなわち、あらゆる状況下における「生命に対する権利の不可侵性 (intangibilité)」を明記した議定書であると言える。<sup>(注31)</sup>

また、第13議定書は、第6議定書と同様に、欧州人権条約への追加条文であると位置づけられるため(第13議定書第5条)、欧州人権条約第58条により、同議定書からの離脱は認められる。

フランスは、同議定書に2002年5月3日署名をしているが、2007年2月の憲法改正以前には、批准はしていない。

#### (ii) 国連による国際規約及び議定書

##### (a) 市民的及び政治的権利に関する国際規約 (通称、自由権規約又はB規約)

市民的及び政治的権利に関する国際規約 (以下「B規約」という。)は、1966年、第21回国連総会で採択されたものであり、欧州人権条約が地域的な人権条約であるとすれば、「普遍的 (universel)」であり、「国際的な共同体 (la communauté internationale)」<sup>(注32)</sup>に課せられた規約である。

B規約第6条は、生命に関する権利及び死刑

について定めている。第1項で「すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない」としている。しかし、その直後の第2項において、「死刑を廃止していない国においては(…)最も重大な犯罪 (les crimes les plus graves) についてのみ科すことができる」とし、限定的に死刑の存置を許す立場を取っている。

この規約が前述の欧州人権条約と大きく異なるのは、離脱に関する条項がないことである。<sup>(注33)</sup> すなわち、フランスの外務大臣の見解によれば、このことは一旦規約に加盟した場合、一切の離脱が不可能になるということではないが、欧州人権条約に比して、離脱の可能性や条件が厳しく設定されているということを意味している。

フランスは、同規約に、1980年11月4日に加盟している。<sup>(注34)</sup>

##### (b) 死刑廃止議定書

死刑廃止議定書とは、死刑の廃止を目指す「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の第2選択議定書を指す。これは、世界で初めての死刑廃止に関する普遍的協定であると位置づけられる。<sup>(注35)</sup>

この規約は、第44回国連総会において、1989年12月15日に採択されたものであり、上記B規約第6条の生命に関する権利に沿って、より厳格な形で死刑廃止を定めるものとなっている。

第1条は、「この議定書の締結国の管轄内にある者は、何人も死刑を執行されない」と表明し、加えて第2項において、「各締約国は、その管轄内において死刑を廃止するためにあらゆる必要な措置を取る (prendre toutes les mesures voulues pour abolir la peine de mort)」と記されている。

しかし、同時に、第2条において、死刑廃止の留保が付けられている。すなわち、「批准又は

加入の際に付された留保」であって、「戦時に行われた軍事的性質のもので、極めて重大な犯罪 (un crime de caractère militaire, d'une gravité extrême) に対する有罪判決に従って死刑を適用する」ことが可能であるとされている。

この死刑廃止議定書は、B 規約と同様に、離脱の条項を定めていない。つまり、一旦加盟した場合、この議定書からの離脱は極めて例外的な措置となることを意味する。

フランスは、2007年2月の憲法改正以前には、署名も加盟もしていない。<sup>(注36)</sup>

## (2) 条約加盟又は批准に関する憲法院の判断

フランス政府は、2005年に、上記の死刑廃止に関する国際諸条約、とりわけ、まだ批准をしていない欧州人権条約第13議定書と未加盟の死刑廃止議定書に加盟又はこれらを批准する上で、憲法改正を行う必要があるかどうかについて、憲法院に諮問した。

これは、アンリ・ラバイル教授（バイヨンヌ大法学部）<sup>(注37)</sup>が指摘するように、国際諸条約と国家主権との関係を精査する必要があったからであった。すなわち、国家主権の行使を規定する憲法と国際条約が矛盾してはならないのであって、上にあげた2つの議定書とフランス憲法とが「両立可能である (compatible)」<sup>(注38)</sup>のかを検討する必要があったのである。

このような理由から、シラク大統領は、2005年9月22日、憲法院に対して諮問を行った。これは、フランス第5共和国憲法第54条に沿った憲法院への付託行為である。国際条約のなかに憲法と抵触する条項が含まれていると憲法院が宣言した場合には、憲法改正の後でなければ、当該国際条約への加盟又は批准ができないことが明記されていることによる。<sup>(注39)</sup>

憲法院による上記2つの議定書に対する判断は、主として次の観点から行われた。

第一に、憲法第16条に規定される大統領によ

る非常事態措置権との関係である。大統領による非常事態措置権とは、国の制度、国の独立やその領土の一体性等が直接に脅かされるときに、大統領は、それを防ぐために非常大権を有することを示すものである。死刑廃止に関する欧州人権条約第13議定書は、いかなる状況においても死刑を禁止している。また、死刑廃止議定書は、戦時中の軍事的性質の強い罪を除いて、死刑を禁じている。こうした点で、この2つの議定書への加盟又は批准によって、憲法第16条に示す非常事態時に死刑を復活させることが不可能になるとすれば、憲法と議定書とは相反する可能性があるのではないかと、この疑念が呈された。これに対し、憲法院は、非常大権が行使される状況が生じたとしても、公権力の通常の機能を回復するための必要な手段として死刑を用いること、そのようにして死刑を復活させることは想定できないと判断した。<sup>(注40)</sup>したがって、大統領の非常大権と、2つの議定書への加盟又は批准は矛盾するものではないとされた。

第二に、国家主権が行使される基本的条件との関係である。すなわち、憲法が規定する国家主権の行使の内容と上記2つの議定書の内容が矛盾しないかを検討する必要があった。ここで言う国家主権と議定書との関係とは、議定書は死刑廃止を規定するが、その死刑廃止をフランスの国家主権が確実に実行することができるかという問題である。憲法院がこうした問題を検討する際に注目したのは、議定書からの離脱の可能性がどれだけ残されているかという点であった。欧州人権条約第13議定書は、あらゆる状況における死刑の実施を禁止しているという点で極めて厳格な議定書であるが、その議定書を一旦批准しても、そこからの離脱（議定書の破棄）は許されている。それ故、フランスの国家主権がなんらかの事情で死刑を復活させようとしても、法理論的には矛盾は生じない。しかし、死刑廃止議定書には、そこからの離脱は原

則的に認められていない<sup>(注41)</sup>。すなわち、死刑廃止議定書は、平時における死刑に関してはいかなる理由があっても認めず、その規定は永久的に遵守されねばならないという「否定できない憲法的性格 (un caractère constitutionnel indéniable)<sup>(注42)</sup>」がある。したがって、憲法院は、こうした死刑廃止に関する「不可逆性 (irréversibilité)<sup>(注43)</sup>」を課す死刑廃止議定書に加盟するためには、1981年の死刑廃止法では不十分であり、憲法改正によって、死刑を原則的に復活不可能な形にする必要があると判断した。無論、憲法を再改正する論理的可能性は残されているがゆえに、死刑復活は可能であるが、法律よりも変更しに厳しい条件が課される憲法によって、死刑廃止規定を設けることが不可欠であると判断されたのである。

このようにして、フランスが死刑廃止に関する国際的な諸条約に加盟し、死刑廃止を世界に訴えていく立場を取ろうとする限り、死刑廃止を憲法に明確に規定する必要があることになった。言い換えれば、法律であるよりも、より不可逆性の強い憲法という形で死刑廃止を国として決定する必要性が、対外的な諸条約を背景にして、生じてきたのである。

なお、上記に記したような死刑廃止をめぐる各種諸条約の内容と、それへのフランスの加盟又は批准に関して、憲法院が下した判断等について、表1に整理した。

### 3 死刑廃止に関する憲法改正

死刑廃止に関する憲法的法律案は、2007年1月17日、ドミニク・ド・ビルパン首相とパスカル・クレマン司法相が、シラク大統領に提案し、同日、大統領が国民議会議に提案した。

同法律案について国民議会議に報告したフィリップ・ウィオン議員は、死刑廃止をフランス第5共和国憲法に明記する理由として、特に次の3点を挙げている。

第1の理由は、「司法的要求 (exigence juridique)<sup>(注44)</sup>」と呼ばれるものである。これは上述のように、死刑廃止各国が協調して加盟又は批准している国際諸条約にフランスが参加する必要があるという理由である。

しかし、より重要なのは、以下に記すような、死刑を復活してはならないという道徳的理由であり、また、政治的理由である<sup>(注45)</sup>。

第2の道徳的理由は、死刑廃止に関する憲法的法律案を提案する際のジャック・シラク大統領の声明に如実に示されている。シラク大統領は、「フランスは、[死刑廃止に関する憲法的法律という] 本質的な法において、あらゆる状況下での、侵害不可能で神聖な人間の生命に対する絶対的な尊敬への厳粛な愛着を肯定することになるだろう<sup>(注46)</sup>」と述べている。すなわち、生命に対する価値の肯定である死刑廃止を「憲法的価値 (la valeur constitutionnelle)<sup>(注47)</sup>」にまで高めることによって、フランスは「正義が糾弾する者と同じ武器を使用する正義を拒否する<sup>(注48)</sup>」ことを明確に示す意義があるというわけである。

第3の理由は、政治的な理由である。先に指摘したように、1981年の死刑廃止法成立後も死刑復活が主張される事態がたびたびフランス政治において見られた。特に、2001年9月11日以降のテロ首謀者に対する死刑の復活が議員立法案として国会に提出された際には、47人という数多くの国会議員がその法案に賛同し、共同提出者として名を連ねた<sup>(注49)</sup>。

こうした動きに対して、死刑廃止を憲法的価値とすることによって、国家として死刑を行わないということを示す必要があったのである。

このような3つの理由によって、死刑廃止に関する憲法的法律案が作成された。そして、この憲法改正のためには、フランス第5共和国憲法第89条の憲法改正の手続きに従う必要があった。フランスにおける憲法第89条に沿う憲法改正は、以下の3つのパターンに分けることがで

表1 死刑廃止に関する欧州及び国際条約

条約名	死刑廃止に関する規定	死刑存置に関する留保	条約からの離脱	フランスの立場	憲法院の判断
欧州人権条約 (1950)	すべての人間の生命に対する権利は、法律によって保護される。何人も、故意にその生命を奪われない (第2条)	法律で死刑を定める犯罪について有罪の判決の後に刑の言渡しを行うときは、死刑が可能 (第2条)	批准から5年後、及び6か月以前に通告	1974年5月3日に批准	該当なし
市民的及び政治的権利に関する国際規約 (1966)	すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない (第6条第1項)	死刑を廃止していない国において、犯罪が行われたときに効力を有しており、かつ、当該規約の規定及び集団殺害の防止及び処罰に関する条約の規定に反しない法律により、権限ある裁判所が言い渡した確定判決によって、最も重大な犯罪に科することができる (第6条第2項)	離脱に関する条項なし	1980年11月4日に加盟	該当なし
欧州人権条約第6議定書 (1983)	死刑は廃止する。何人も、死刑を宣告され、又は執行されない (第1条)	戦時、又は差し迫った戦争の脅威がある時になされる行為について法律で死刑の規定を設けることができる。死刑は、法律に定められた場合において、かつ、法律の規程に基づいてのみ適用される (第2条)	欧州人権条約に同じ	1986年2月17日に批准	該当なし
市民的及び政治的権利に関する国際規約第2選択議定書 (1989)	当議定書の締結国の管轄内にある者は、何人も死刑を執行されない。各締結国は、その管轄内において死刑を廃止するためにあらゆる必要な措置を取る (第1条)	戦時中に行われた軍事的性格のもので、極めて重大な犯罪に対する有罪判決に従って、死刑を適用することができる (第2条)	離脱に関する条項なし	署名も加盟もしていない	憲法改正をしなければ、加盟できない
欧州人権条約第13議定書 (2002)	死刑は廃止する。何人も、死刑を宣告され、又は執行されない (第1条)	いかなる留保も存在しない	欧州人権条約に同じ	2002年5月3日に署名のみ	憲法改正なしでも批准できる

(出典) Assemblée Nationale Rapport, no.3611, p.35. ; Jurisprudence: Décision n° 2005-524/525 DC du 13 octobre 2005を参照の上、筆者作成

(注50)  
きる。

- ① 首相の提案に基づき大統領が提案し、両議院が同一の文言で表決し、国民投票による承認で改正が行われる。
- ② 首相の提案に基づき大統領が提案し、両議院が同一の文言で表決し、両院合同会議 (Congrès) として召集される国会に付託し、有効投票の5分の3の賛意を得た場合、

改正が行われる。

- ③ 国会議員の発議により、両議院が同一の文言で表決し、国民投票による承認で改正が行われる。

死刑廃止を憲法規定とする改正は、上記②の手続きを採用して行われた。②の方法を採用するのは、重要性において、①及び③よりも二次的であるとされる改正の場合である。死刑廃止

を憲法上に明記することは、先述のように多数の国民の支持を背景にして行われたので、このような手続きを取ったものと考えられる。<sup>(注51)</sup>

死刑廃止に関する憲法的法律案は、2007年1月17日、シラク大統領によって国民議会に提案された。国民議会では2007年1月30日に、元老院では同年2月7日に、それぞれ可決された。その上で、同年2月19日に両院合同会議が開かれ、賛成828票対反対26票という、可決要件である有効投票数の5分の3（この場合、513票）を大きく超える賛成多数で可決された。死刑廃止に関する憲法的法律は2007年2月23日に公布され、このようにして、憲法改正が行われた。

死刑廃止に関する憲法的法律は、フランス第5共和国憲法第66条の1に明記することを示している。それにより、下記のように改正された。<sup>(注52)</sup>

#### ○第66条

「何人も、恣意的に拘禁されてはならない。

司法機関は、個人的自由 (la liberté individuelle) の守護者であり、法律によって定められる条件において、この原則の尊重を保障する。」

#### ○第66条の1

「何人も、死刑に処せられてはならない。(Nul ne peut être condamné à la peine de mort.)」

フランス第5共和国憲法の第8章である第64条から第66条までは、司法権 (De l'autorité judiciaire) にかかわる条文であり、第64条は司法権の独立及び裁判官の身分保障、第65条は司法官職高等評議会、第66条は、恣意的拘束の禁止及び個人の自由の保障について規定している。これらの規定に加えて、第66条の1に上記のように死刑廃止規定が設けられたのである。

こうした憲法改正を受けて、外務大臣は、2007年3月14日、「あらゆる状況下での死刑廃止に関

して欧州人権条約第13議定書の批准を承認する法律案」及び「死刑廃止を目的とした死刑廃止議定書への加盟を承認する法律案」を閣議に提出した。閣議の了承を経た後、2007年6月26日、同法律案を国会に提出した。そして、同年7月26日に国民議会及び元老院で可決され、同年8月1日に公布された。

なお、死刑廃止が憲法規定となり、上記2つの議定書の加盟又は批准を可能にする法律成立までのフランスの歴史的道程を表2に示した。

#### おわりに

現在の世界の動向を見るに、死刑廃止国の数が徐々に増加している。1948年に世界人権宣言が採択された時点では、死刑廃止国は19か国であった。しかし、現在では、死刑廃止を法律等で規定している国や死刑制度は法律の中に残ってはいるが、実際には死刑執行を行わない「事実上の (de facto)」死刑廃止国<sup>(注53)</sup>を含めると、全世界の約3分2を占め、その数は、128か国にのぼる。その詳細を示したものが、表3である。

こうした死刑廃止にかかわる世界的な状況ばかりではなく、わが国で2009年から導入が予定されている裁判員制度も、日本で持続的に存在している死刑制度に対して、改めて死刑制度とは何かを問い直すことを促しているのではないだろうか。というのは、2000年11月から施行された犯罪被害者の法廷意見陳述制度と裁判員制度の導入とがあいまって、<sup>(注54)</sup> 厳罰化が進むとの予測があるからである。確かに、犯罪被害者が刑事裁判の審理の場から排除され、その意味で「権利のバランスを欠いている」という意見もある。<sup>(注55)</sup> しかしながら、刑事裁判が過度に報復等の感情に支配されてはならないという意見もある。<sup>(注56)</sup>

いずれにせよ、図1に示したように、現在、わが国の国民の8割以上が死刑存置に賛成している。こうした国民の声の大きさは無視できな

い。しかし、同時に、この問題をさらに深めて議論していく上で、本稿で取り上げたフランスの死刑廃止にかかわる歴史的経緯及び国際社会との関係は、参考になる点が多いように思われる。

表2 フランスにおける死刑廃止に関する年表

年	死刑廃止に関する動き
1791	ル・ペルティエ・ド・サン＝ファルゴーによるフランス初の死刑廃止法案の国会への提出。
1906	フランス第3共和制下での死刑廃止法案の国民投票の実施。死刑廃止は否決。
1970年代	ビュッフエ・ボンタン事件及びパトリック・アンリ事件等を受けて死刑存置又は廃止が国民的議論の対象となる。
1974	欧州人権条約を批准。
1977	ジスカール・デスタン大統領下の「暴力、犯罪及び軽犯罪についての研究委員会」が、死刑を廃止し、相対的終身刑を創設することを提案。
1980	市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）に加盟。
1981	死刑廃止法案の成立。
1985	65%の国民が死刑廃止に反対（この年が死刑廃止反対の国民が最も多い年であり、後は徐々に低下していく）。
1986	欧州人権条約第6議定書を批准。
1999	世論調査において、死刑廃止賛成派が死刑廃止反対派を初めて上回る。その後、アメリカ同時多発テロ等を経ても、死刑廃止賛成派が反対派を上回る状態が現在まで続く。
2005	欧州人権条約第13議定書及び死刑廃止議定書の加盟又は批准が、憲法改正を必要とするかについて、シラク大統領が憲法院に諮問。その結果、死刑廃止議定書加盟に関しては、憲法改正が必要との判断が出される。
2007.2.23	死刑廃止に関する憲法的法律の成立。憲法改正。
2007.8.1	欧州人権条約第13議定書及び死刑廃止議定書の加盟又は批准に関する法律が成立。

（出典）筆者作成

表3 世界における死刑廃止国数

国の状況	国際連合加盟国	国際連合非加盟国	合計
死刑廃止国全体	125	3	128
—あらゆる罪に対して死刑を廃止する国	86	2	88
—通常の罪に対して死刑を廃止する国 （戦時での罪に対しては死刑可能）	10	1	11
—事実上の死刑廃止国	29	0	29
死刑存置国全体	67	2	69
世界全体	192	5	197

（出典）Assemblée Nationale Rapport, no.3611, p.9.を基に作成。

付表：ヨーロッパ各国における死刑廃止に関する憲法条文一覧

国	条項	内容
アイスランド	憲法第69条第2項	憲法第69条第1項において、人身の自由（奴隷的拘束からの自由及び裁判の適正手続）が規定されている。第2項で「死刑は、法により規定されてはならない」と明記される。
アイルランド	憲法第15条第5節第2項	憲法第15条は、国会を中心に、憲法と権力との関係を明示化し、アイルランド議会（Oireachtas）の権能、憲法の最高法規性及び軍隊の設置・維持に関する権限等を規定している。その中で、第5節は、第1項において、事後法で人を裁くことの禁止を述べ、第2項において、「アイルランド議会は、死刑を科すいかなる法律も制定してはならない」と明記する。
イタリア	憲法第27条第4項	憲法第27条は、第1編「市民の権利及び義務」第1章「市民関係」に属する。第27条は刑罰について規定している。第27条第4項で、「死刑は、戦時軍法の規定する場合を除いては、これを認めない」とある。しかし、戦時における死刑も、1994年10月の法律により廃止された。現在、あらゆる状況下での死刑廃止に関する憲法規定を掲げるか否かについて国会で審議中である。
オーストリア	憲法第85条	憲法第85条は、第3章「連邦の執行」第2節「司法権」に属する。「死刑は、これを廃止する」と明記される。
オランダ	憲法第114条	憲法第114条は、第6章「司法組織」に属する。第112条で民事裁判、第113条で刑事裁判に触れられた後、第114条にて「死刑は、これを科してはならない」と明記される。
クロアチア	憲法第21条第2項	憲法第21条は、第3章「人権の擁護及び基本的自由」第2節「個人的・政治的自由及び権利」に属する。第21条第1項で生存権を規定した後、第2項で「クロアチア共和国において、死刑は存在してはならない」と明記される。
スウェーデン	憲法第4条	スウェーデン憲法は、4つの基本法から成る。すなわち、統治法典、王位継承法、出版の自由に関する基本法、表現の自由に関する基本法である。死刑廃止規定は、統治法典第2章「基本的自由及び権利」第4条にある。第4条において、「死刑を行ってはならない」と明記される。
スロバキア	憲法第15条第3項	憲法第15条は、第2編「基本的権利及び自由」第2節「基本的人権及び自由」に属する。第15条第1項では生存権が規定され、第2項では「何人も、生命を奪われてならない」と規定される。そして、第3項において、「死刑は、これを認めない」と明記される。
スロベニア	憲法第17条	憲法第17条は、第2章「人権及び基本的自由」に属する。第14条で法の下での平等、第15条及び16条で基本的自由の法による制限等について述べられる。第17条において、人間の生命の不可侵性が述べられる。「人間の生命は、不可侵のものである。スロベニア共和国において、死刑は存在してはならない」と明記される。
チェコ	憲法第3条	憲法第3条は、「チェコ共和国における憲法体系全体の構成要素は、基本的権利及び自由憲章である」と述べる。すなわち、チェコ憲法は、1991年1月9日にチェコスロバキア時代に採択された「基本的権利及び自由憲章」に基づいていることがここで明記されている。その「基本的権利及び自由憲章」の第6条にて、「死刑は、これを認めない」と明記されているから、チェコ憲法は死刑廃止を国是として表明している。
ドイツ	連邦共和国基本法（憲法）第102条	基本法第102条は、ドイツ連邦共和国基本法第9章「司法」に属している。第92条から第104条まで裁判所の組織、連邦憲法裁判所の権限及び裁判官の独立等が規定される。第102条において、「死刑は、廃止する」と明記される。

フィンランド	憲法第7条第2項	憲法第7条は、第2章「基本的権利及び自由」の中に位置づけられる。第7条第1項は生存権について規定し、第2項において、「何人も、死刑を宣告されることはなく、拷問又は人間の尊厳を傷つける方法での取扱いを受けることはない」と明記される。
ポルトガル	憲法第24条	憲法第24条は、第2編「権利、自由及び保障」第1章「個人的権利、自由及び保障」に属する。憲法第24条第2項において、「死刑は、いかなる状況下でも存在してはならない」と明記される。
ルクセンブルク	憲法第18条	憲法第18条は、第2章「ルクセンブルク人とその権利」に属している。第18条は、「死刑は、これを制定してはならない」と明記される。
ルーマニア	憲法第22条	憲法第22条は、第1編「一般原則」第1章「基本条項」に属する。第22条は、生命、個人の一体性の保証、死刑廃止を規定している。第22条第3項に、「死刑は、これを禁ずる」と明記される。

(出典) Assemblée Nationale Rapport, no.3611, pp.46-48.を基に筆者作成。また、日本語訳に関しては、基本的<sup>(註57)</sup>に、各国憲法の英訳を参照した。

## 注

\* インターネット情報はすべて2007年9月11日現在である。

(1) Assemblée Nationale Rapport, no.3611, p.9.

<<http://www.assemblee-nationale.fr/12/pdf/rapports/r3611.pdf>>

(2) *Ibid.*

(3) Loi constitutionnelle no.2007-239 du 23 février 2007 relative à l'interdiction de la peine de mort, Legifrance の ホーム ペ ー ジ  
<<http://www.legifrance.gouv.fr/WAspad/UnTexteDeJorf?numjo=JUSX0600229L>>

(4) ベッカリア(1738-1794)は、イタリアの刑法学者・思想家であり、啓蒙主義の見地から封建時代の刑罰制度を批判し、罪刑の法定を主張した。代表的な著作として、*Dei delitti e delle pene* (『犯罪と刑罰』)がある。

(5) 1970年以前の歴史的道程に関しては、“Deux siècles de débat à l'Assemblée nationale 1789-1979”, Abolition de la peine de mort (国民議会の死刑廃止に関するホームページ)  
<[http://www.assemblee-nationale.fr/histoire/peinedemort/siecles\\_debats.asp](http://www.assemblee-nationale.fr/histoire/peinedemort/siecles_debats.asp)>を参照した。

(6) 破棄院 (Cour de cassation) とは、司法裁判所の最高機関であり、いわば日本の最高裁判所に相当す

る機関であるが、事件の事実関係ではなく、下級審の判決を裁く機関である。なお、破棄院が原審の判決を破毀した場合には、日本とは異なり、事件は原審と同一の審級に属する他の裁判所に移送される。大山礼子『フランスの政治制度』東信堂、2006、pp.107-108.を参照。

(7) 1952年から1967年までの死刑にかかわる状況に関しては、下記の書籍を参照。ロベール・バグンテール(藤田真利子訳)『そして、死刑は廃止された』作品社、2002。p.21。(原書名: Robert Badinter, *L'abolition*, Paris: Fayard, 2000)

(8) 同上 p.17.

(9) 同上 p.60.

(10) パトリック・アンリ事件の全貌に関しては、同上 pp.70-104.を参照。

(11) 相対的終身刑とは、終生という刑期の途中であっても、仮釈放による社会復帰の可能性が残されている終身刑を指す。各国の終身刑の最低服役年数は、日本、ベルギー、ニュージーランド及びイタリアが10年、オーストリア及びフィンランドが12年、ドイツが15年、カナダが15年(通常の場合)又は25年(特別に要求される場合)、ギリシャが16年、フランス、オランダ及びメキシコが20年、ポーランド、ロシア及び台湾が25年となっている。(この点に関しては、主として、菊田幸一『Q&A 死刑問題の基礎知識』明石書店、

2004, pp.83-86.を参照した。)

その一方で、仮釈放による社会復帰の可能性が全くなく、終生に渡って身体を拘束されるものを、絶対的終身刑という。アメリカ(一部の州)、オーストラリア、イギリス、中国等で存置されている。しかし、絶対的終身刑を置いている国は少数に留まっている。森山眞弓法務大臣(当時)もそのように答弁している。「この仮釈放のない無期刑というのは、これを採用している国はアメリカ合衆国の連邦及び一部の州など、比較的少数にとどまっております、過去、採用したのも廃止するものもあるということでごさいます、必ずしも世界的に非常に普及しているというわけでもないようでごさいます。」(第154回国会参議院法務委員会会議録第9号平成14年4月11日 p.9.) 国会会議録検索システム, 国立国会図書館ホームページ

<[http://kaigi.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swkdispdoc.cgi?SESSION=14242&SAVED\\_RID=2&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV\\_ID=8&DOC\\_ID=9267&DPAGE=4&DTOTAL=88&DPOS=69&SORT\\_DIR=1&SORT\\_TYPE=0&MODE=1&DMY=14777](http://kaigi.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swkdispdoc.cgi?SESSION=14242&SAVED_RID=2&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=8&DOC_ID=9267&DPAGE=4&DTOTAL=88&DPOS=69&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=14777)>を参照。

(12) バグンテール前掲書 p.119.

(13) 同上 p.208.

(14) Charles Rebois, “55% des Français toujours pour la peine de mort”, *Le Figaro*, Juin 25, 1979

また、この世論調査の記事には、死刑賛成又は反対を表明した者の諸特徴が挙げられている。第一に、若者には死刑廃止論者が多く、老年になるに従って死刑賛成の率が高くなっていること、第二に、他の西欧諸国との対比などにより、自国を集合的な形で提示され、死刑賛否を問われる場合、死刑反対を主張する者が多いが、そうでない場合には、その回答者が有する社会及び文化的な背景によって、死刑賛否が分かれること、すなわち、高学歴の者には死刑廃止論者が多く、一次産業就業者には死刑賛成論者が多いこと等、である。

(15) 共和国連合(RPR)は右派を代表する保守政党であ

る。フランス民主連合(UDF)は中道の政党連合である。また、左派政党として、社会党(PS)及びフランス共産党(PCF)が存在していた。このように、右派及び中道政党の支持者の多くが、死刑存置に賛成していたことが分かる。

(16) 憲法第11条による憲法改正とは、以下のような手続きによるものである。第11条第1項によれば、共和国大統領は、公権力の組織に関する法律案、国の経済・社会政策及びそれにかかわる公役務をめぐる諸改革に関する法律案、諸制度の運営に影響を及ぼすであろう条約の批准の承認を目的とする法律案に関して、レファレンダム(国民投票)にかけることができる。そして、国民投票によって法律案が採択されることが確定した場合には、大統領は採択結果判明から15日以内に親署する必要がある。

(17) バグンテール前掲書 pp.208-209.

(18) Projet de loi portant abolition de la peine de mort, 国民議会のホームページ <<http://www.assemblee-nationale.fr/histoire/peinedemort/1981-projet.pdf>>

(19) Loi no. 1981-908 du 9 octobre 1981 portant abolition de la peine de mort, 国民議会のホームページ <<http://www.assemblee-nationale.fr/histoire/peinedemort/CRdebats.asp#Loi%20n%20B0%2081-908>>

(20) このような3つの要点の抽出に関しては、Raymond Forniによる国民議会報告書を参考にした。Raymond Forni, “Rapport sur le projet de loi portant abolition de la peine de mort”, <<http://www.assemblee-nationale.fr/histoire/peinedemort/rapport.asp>>

(21) 相対的終身刑の刑法典における規定については、刑法典第131条第1項に明記されている。フランスの刑法における重罪犯に対する禁固刑の期間は、次のように設定されている。①相対的終身刑、②30年以下、③20年以下、④15年以下。

(22) この点に関しては、“La tentation du rétablissement: Propositions de loi émanant des députés

- relatives au rétablissement de la peine de mort”, 国民議会ホームページ <<http://www.assemblee-nationale.fr/histoire/peinedemort/retablissement.asp>>を参照した。
- (23) *Op. cit.* (1), p.20
- (24) Richard Dell’Agnola et plusieurs de ses collègues, “Propositions de loi tendant à rétablir la peine de mort pour les auteurs d’actes de terrorisme?”, 国民議会ホームページ <<http://www.assemblee-nationale.fr/12/propositions/pion1521.asp>>
- (25) *Op. cit.* (1), p.21
- (26) 内閣府「基本的法制度に関する世論調査」, 2004. 12. とりわけ「死刑制度の存廃」<<http://www8.cao.go.jp/survey/h16/h16-houseido/2-2.html>>を参照。
- (27) 以下の国際条約の文章に関しては、*Op. cit.* (1).記載の仏文から直接訳した。
- (28) *Ibid.*, p.22.
- (29) *Ibid.*
- (30) *dérogation* とは、特別の場合において或る原則の適用が除外されることを意味する。*dénonciation* とは、或る条約の当事国が、その条約を終了させること（二国間条約）、又は当該条約から免れる（多数国間条約）行為を意味する。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002. 及び中村絃一ほか監訳『フランス法律用語辞典』三省堂, 2004. を参照。
- (31) *Op. cit.* (1), p.29.
- (32) *Ibid.*, p.30.
- (33) *Ibid.*, p.42.
- (34) 日本は、この市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）を、1979年9月21日に批准している。ただし、B規約を批准したわが国は、5年毎に国内における規約の実施状況についての報告書を、規約人権委員会に提出してきたが、死刑適用犯罪の数が減っていないことや死刑囚の非人道的な扱い等について勧告をうけている。この点については、菊田前掲書, p.8. を参照した。
- (35) *Op. cit.* (1), p.33.
- (36) 日本は、死刑廃止議定書を批准していない。この件に関して、陣内孝雄法務大臣（当時）が次のように答弁している。「B規約第二選択議定書の批准問題に関しましては、我が国の死刑制度の存廃、これは刑事司法制度の根幹にかかわる重要な問題でありますので、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題であると考えておりまして、直ちに同議定書を批准し、死刑を廃止することは適当ではないと考えているからでございます。」（第145回国会衆議院法務委員会議録第3号 平成11年3月19日 p.19.）国会会議録検索システム, 国立国会図書館ホームページ <[http://kaigi.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swkdispdoc.cgi?SESSION=27641&SAVED\\_RID=3&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV\\_ID=8&DOC\\_ID=2487&DPAGE=1&DTOTAL=3&DPOS=3&SORT\\_DIR=1&SORT\\_TYPE=0&MODE=1&DMY=28980](http://kaigi.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swkdispdoc.cgi?SESSION=27641&SAVED_RID=3&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=8&DOC_ID=2487&DPAGE=1&DTOTAL=3&DPOS=3&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=28980)>を参照。
- (37) Henri Labayle, “L’abolition de la peine capitale, exigences constitutionnelles et mutations européennes.” *Revue française de droit administratif*, 2 (2006), pp.308-309.
- (38) *Op. cit.* (1), p.36.
- (39) フランス第5共和国憲法第54条は、第6章条約及び国際協定（Des traités et accords internationaux）の中に位置づけられており、同条は憲法違反の条項を含む場合の批准・承認手続について定めている。すなわち、大統領、首相、両議院いずれか一方の議長、又は60人以上の国民議会議員（あるいは、元老院議員）は、検討の俎上にある条約等が憲法に矛盾する（contraire）条項を含んでいないかの検討を憲法院に付託することができる。そして、憲法院が憲法に矛盾する条項が含まれていると判断した際には、憲法改正の後でなければ当該条約の批准又は承認ができないとするものである。
- (40) Jurisprudence : Décision n° 2005-524/525 DC du 13 octobre 2005, 憲法院のホームページ

<<http://www.conseil-constitutionnel.fr/cahiers/ccc20/jurisp524525.htm>>

- (41) 死刑廃止議定書に加盟後、当該議定書から離脱しようとしたが、その離脱が認められなかった事例がある。1997年、北朝鮮が同議定書からの離脱を表明したが、国連加盟国と事務総長の外交的な圧力により、離脱ができなかったという事例である。この事例に関しては、*Op. cit.* (1), p.44. を参照。
- (42) *Ibid.*
- (43) この表現に関しては、Jurisprudence : Décision n° 2005-524/525 DC du 13 octobre 2005, *op. cit.* (40) を参照。
- (44) 司法的要求(理由)、道徳的理由及び政治的理由という3つの理由付けに関しては、*Op. cit.* (1), p.5. を参照。
- (45) *Ibid.*, pp.5-7.
- (46) こうしたシラク大統領の声明に関しては、“Abolition de la peine de mort”, 国民議会の死刑廃止に関するホームページ <<http://www.assemblee-nationale.fr/histoire/peinedemort/>> を参照した。
- (47) こうした表現に関しては、*Op. cit.* (1), p.6. を参照。
- (48) こうした表現に関しては、*Ibid.*, p.5. を参照。
- (49) *Op. cit.* (24) を参照。
- (50) こうしたパターン分けに関しては、田中嘉彦「フランス」『諸外国の憲法事情』(調査資料2001)国立国会図書館調査及び立法考査局, 2001, pp.77-109. を参照。また、国民投票制度に関しては、政治議会課憲法室「諸外国における国民投票制度の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』584号, 2007.4. を参照。

- (51) 憲法改正の2つの手続きの違いに関しては、次の論考を参照した。山口俊夫『概説フランス法(上)』東京大学出版会, 1978, p.190.
- (52) “La Constitution”, Legifrance <<http://www.legifrance.gouv.fr/html/constitution/constitution.htm>> を参照。
- (53) 「事実的」死刑廃止国とは、法律上死刑が存在しても、死刑執行がない状態が10年間継続する国を言う。菊田前掲書, p.20.
- (54) こうした予測に関しては、例えば、柳重雄「死刑制度：『裁判員』控え点検急務」『読売新聞』2007.2.22.
- (55) 例えば、高橋シズエ「『自ら問う』権利当然」『毎日新聞』2007.6.4.
- (56) 例えば、柳前掲記事
- (57) 各国憲法は、英文を参照しつつ訳出した。英文は、下記サイトにて入手した。“Constitution Finder”, <<http://confinder.richmond.edu/>> また、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集 第3版』有信堂高文社, 2005を参照した。

参考文献(注で掲げたものは除く)

- ・ マーク・グロスマン(及川裕二訳)『死刑百科事典』明石書店, 2003.
- ・ ロジャー・フッド(辻本義男訳)『世界の死刑』成文堂, 1990.
- ・ 大沼保昭(編集代表)『国際条約集2007』有斐閣, 2007.
- ・ 『世界各国における死刑』法務省刑事局 1991.

(すずき たかひろ・海外立法情報課)